

千曲市告示第 58 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 26 日

千曲市長 小川 修一



- 1 都市計画の種類及び名称  
千曲都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設） 葛尾組合リサイクルセンター
- 2 都市計画を定める土地の区域  
埴科郡坂城町大字中之条字叭岨及び東平地区の一部
- 3 縦覧場所  
千曲市 千曲市役所建設部都市計画課